

## 地域公共交通ネットワーク最適化支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

本県では、人口減少やモータリゼーションの影響により、地域公共交通の維持が大変厳しい状況にある。

このため、複数市町村にまたがる広域的な地域公共交通ネットワークについて、地域の実情に応じて車両の小型化や路線の再構築、利用促進活動を支援することにより、持続可能なネットワークの確立を図る。

### 事業実施主体

市町村、交通事業者、団体

### 対象事業

- 1 地域公共交通ネットワーク活性化支援事業  
地域公共交通の利用促進に係るイベントの開催や、利用者の利便性向上を目的とした分かりやすい情報の提供など、公共交通の利用者数向上を図る取組を支援する。
- 2 地域公共交通ネットワーク再構築支援事業  
既存バス路線の見直しによるコミュニティバスへの転換など、地域の実情に応じてバス路線を再構築する市町村に対し、実証実験（計画策定を含む。）に係る調査事業費やコミュニティバス転換後の運行費を助成する。
- 3 広域的バス路線車両小型化促進事業  
地域の実情に応じて広域的バス路線の車両を小型化する交通事業者に対して、車両導入費を助成する。

### 補助率等

対象事業1及び2：2分の1以内（市町村は財政力指数による調整あり）  
対象事業3：3分の1以内

### 県内事例

- 平成29年度事業実績（旧事業の実績）
- 【路線バス無料パスポートの作成（えびの市）】  
小中学生の路線バス利用を促進するため、市内のイベント開催に合わせて、運転手に提示することで路線バス料金が無料（保護者が同伴することが条件）になるパスポートを作成。
  - 【フォローアップ事業計画の策定（日向市）】  
日向市において、持続可能な地域公共交通網の形成するため、公共交通の利用促進等を着実に進めていくための取組方針を示した事業計画を作成。
  - 【地域バスネットワーク研究会の開催】  
県内の市町村担当者、交通事業者等を対象とした地域公共交通に関する講演会を2回開催。

県主管課名	総合政策部 総合交通課 (地域交通担当)	電話番号	26-7037 内線2236
-------	-------------------------	------	-------------------

## 持続可能な地域づくり応援事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

県及び市町村が策定した地方版総合戦略の適確な推進を図るため、県・市町村・地域が一体となった地域主体の取組に対して支援を行う。

**事業実施主体**

市町村

**対象事業及び補助率等**

- 1 地域再生アドバイザー派遣事業  
地域が抱える課題の分析や地方版総合戦略を踏まえた今後の進むべき方向性等について、外部専門家の視点から市町村へアドバイスする「地域再生アドバイザー」の派遣を行う。
- 2 地域づくり応援補助金
  - (1) 地域チャレンジ枠 (単年度)  
地域づくり計画の策定、試行的事業、先進地視察等について支援。  
補助上限額：ソフト事業200万円、ハード事業対象外  
補助対象：全市町村  
補助率：2/3以内 (財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)
  - (2) 一般枠 (最長3ヶ年度)  
市町村の総合戦略を推進する地域づくりの取組について支援。  
補助上限額：ソフト事業1,000万円、ハード事業2,000万円  
補助対象：全市町村  
補助率：2/3以内 (財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)
  - (3) 特別枠 (最長3ヶ年度)  
市町村の総合戦略のうち、複数の基本目標にまたがる事業を同時に展開し、県の総合戦略にも位置付けられている事業に取り組むものを支援。  
補助上限額：ソフト事業1,500万円、ハード事業3,000万円  
補助対象：全市町村  
補助率：2/3以内 (財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)

**県内事例**

<アドバイザー派遣>  
 平成26年度 高原町、川南町、高千穂町 (明日の地域づくり支援事業)  
 平成27年度 椎葉村 ( " )  
 平成28年度 延岡市、国富町、木城町 ( " )  
 平成29年度 宮崎市、西都市、高原町 (持続可能な地域づくり応援事業)

<補助金>  
 平成26年度～28年度 (明日の地域づくり支援事業)  
 採択事業：11事業 (9市町村)

平成29年度  
 採択事業：8事業 (7市町)

宮崎市：日本一の干し大根と大根やぐら日本農業遺産推進による地域活性化プロジェクト  
 小林市：有能シェフ招聘事業 (食材が生きるまちプロジェクト)  
           みんなでTENAMUこぼやしづくり事業  
 国富町：国富町フィールドミュージアム創生事業  
 木城町：百済王族にまつわる伝説を活かした連携事業  
 川南町：鶴戸ノ本地区「風かおる丘～大地に夢を～」事業  
 美郷町：新たな地域資源 (ジビエ肉) 普及推進事業  
 五ヶ瀬町：五ヶ瀬ハイランドスキー場活性化プロジェクト

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2222
-------	-------------------------------	------	-------------------

移住・U I J ターン強化事業（移住・定住促進支援事業補助金）

（事業開始年度：平成27年度）

— 県 —

**事業の目的・概要**

都市側にはグリーン・ツーリズム等の自然・地域志向の流れがあり、また、約700万人と言われる「団塊の世代」の定年退職が2007年から始まっている。

一方、地方においては、過疎化、高齢化の進行による地域活力低下の危機感が高まり、都市住民との交流を通じた地域活性化の期待がある。

このような状況を踏まえ、「団塊の世代」をはじめとした、あらゆる世代の都市住民等を本県に誘導し、移住及び定住等の促進による地域の活性化を図る市町村の主体的な取組を支援する。

**事業実施主体**

市町村

**対象事業等**

- ① 都市部でのPR・相談（説明）会開催事業  
都市住民等と受入側の市町村との出会いの場として、都市部において開催する移住等のPR・相談会を開催する事業
- ② お試し滞在実施事業  
移住等に関心のある都市住民等に、県内で生活してもらう体験滞在を実施する事業
- ③ 空き家等情報バンク活動事業  
空き家等の物件の情報を収集し、移住希望者へ物件を紹介する制度を実施する事業
- ④ フォローアップ事業  
移住者が地域に溶け込みやすい受け入れ体制づくりを実施する事業
- ⑤ 若者集会イベント等PR事業  
同窓会や若者有志による集会イベント等を通じて、本県の産業を支える担い手となる若手・中堅世代のUターンをPRする事業
- ⑥ ワーキングホリデー事業  
県外の若者（大学生等）などが、一定期間本県に滞在し、働いて収入を得ながら地域住民との交流などを通じて地域との関わりを深める事業

**補助率**

全域が中山間地域である市町村（財政力指数0.4未満） 3分の2以内  
その他の市町村 2分の1以内  
（補助限度額：1,000千円（上記①、②、③の各事業の総額）、④、⑤については、それぞれ上限500千円）

**県内事例**

平成27年度採択：宮崎市、都城市、日南市、小林市、日向市、西都市、えびの市、高原町、綾町、西米良村、川南町、諸塚村、椎葉村、日之影町  
平成28年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、えびの市、高原町、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町  
平成29年度採択：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、えびの市、高原町、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 （移住・定住推進担当）	電話番号	26-7922 内線2239
-------	--------------------------------	------	-------------------

## 宮崎県市町村間連携支援交付金交付事業

(事業開始年度：平成24年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

2以上の市町村が宮崎県市町村間連携促進方針に規定する市町村間連携推進計画に沿って実施する事業のうち「広域的な活力の創造」に資するものに要する経費に対し、県が宮崎県市町村間連携支援基金から交付金を交付し、市町村間で連携して行う地域課題解決のための取組を支援することにより「持続可能な地域づくり」の促進を図る。

### 事業実施主体

市町村

### 対象事業等

- 1 交付対象事業  
交付金の対象となる事業は、市町村間連携推進計画に掲げる事業のうち、宮崎県市町村間連携促進方針に掲げる「広域的な活力の創造」に資する事業（「ヒト」×「地域資源（モノ）」×「地域資源の活用・事業化」×「広域活力を高める仕掛け」の4つの要素を満たす事業）として知事が認めるもの
- 2 交付対象期間  
交付金の交付対象期間は、1事業につき1市町村3か年度以内

### 交付率等

- 1 対象経費
  - (1) ソフト事業  
賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、補助金、負担金、その他知事が必要と認める経費のうち市町村負担分（原則として個人資産の形成に資するものは除く。）
  - (2) ハード事業  
設計管理費、工事費（附帯工事費を含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費、補助金、その他知事が必要と認める経費のうち市町村負担分（原則として個人資産の形成に資するものは除く。）  
なお、施設整備については、既存施設の活用が可能な場合は、当該施設の改修又は増築を補助対象とし既存施設の活用が困難な場合に限り、新設を認めるものとする。

※ 国庫補助事業の市町村負担分に交付金を充当することも可能（当該国庫補助事業に別途県の負担がある場合は除く）
- 2 交付率  
対象経費の1/2以内  
ただし、連携市町村のうち、中山間地域を含む市町村との連携については2/3以内

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2222
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 地域活性化事業債

(事業開始年度：平成14年度)

－総務省自治財政局地方債課－

### 事業の目的・概要

地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とする。

### 事業実施主体

県・市町村

### 対象事業等

- (1) 地域経済循環の創造  
自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創出するための基盤整備
- (2) 人材力の活性化  
地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備
- (3) 地域の歴史文化資産の活用  
個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備
- (4) いのちと生活を守る安心の確保  
少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備
- (5) 連携中枢都市圏構想の推進  
連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備
- (6) 定住自立圏構想の推進  
定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能等を確保するために真に必要なものの整備
- (7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の推進  
ホストタウンの事前合宿や協議会場として活用する既存の公共施設を、各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業
- (8) ラグビーワールドカップ2019の推進  
ラグビーワールドカップ2019の開催都市又は公認チームキャンプ候補地であって、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、ラグビーワールドカップ2019の試合や公認チームキャンプに活用する既存のスポーツ施設をワールドラグビーの基準に適合させるために必要不可欠な改修事業

### 財政措置

○地域活性化事業債の適用を協議（充当率：90%）  
※元利償還金の30%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035
	総務部 市町村課 (財政・地方債担当)		内線2223 26-7846 内線2156

## 移住・定住・交流推進支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

— (一財) 地域活性化センター —

### 事業の目的・概要

(一財)地域活性化センターが、(一財)全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等、またはNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。

### 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

### 対象事業等

1 助成対象事業は、都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するもの

- (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。なお、計画策定のみに係る事業については対象外とする。
- (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。
- (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。

#### 2 具体例

- (1) 移住促進に向けて地域住民と協力して行う事業
  - ・地域住民向けに研修を行い移住推進の協力者（コーディネーター）を育成するもの
  - ・地域住民や既移住者が参加した移住希望者との交流事業を実施するもの
- (2) 都市等の他地域の住民との交流を促進する事業や定住促進を図る事業
  - ・農産品や伝統文化財等の地域資源を活用した各種体験事業の実施  
→移住後の生活に結びつく体験や伝統の担い手につながる体験等（中古住宅の改修、炭作り・薪づくり、家庭菜園など）
  - ・地域の資源を活かした創業や継業を都市住民と協働で行う事業
  - ・農作物の栽培、収穫体験などの農業体験や田舎暮らし体験等の交流ツアーの実施
- (3) 古民家や空き家等を利活用し、移住・交流を推進する事業
  - ・古民家を改修し、お試し移住や体験ツアー等の拠点とするもの
  - ・空き家バンクの整備を行い、移住希望者とのマッチングを行うもの
- (4) 移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業
  - ・コンシェルジュの育成により、移住希望者等の相談窓口の充実を図るもの
  - ・ワンストップ窓口（相談窓口）の設置により、移住希望者等の相談窓口の充実を図るもの

※以上に示す事業例が助成対象となる全てではなく、またこれらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

#### 2 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費

#### 3 助成率

100%以下

#### 4 助成額上限

2,000千円

**県内事例**

串間市：定住化等推進事業（H24）  
日向市：「牧水のふるさと」観光まちづくり事業（H25）  
木城町：平成25年度木城町農家民泊（H25）  
日南市：良質に出会うための日南いいもの発信事業（H26）  
宮崎市：空き屋バンクシステム構築及び相談員設置事業（H27）  
日向市：耳川流域・林業を核とした山の暮らしワークステイ事業（H29）  
川南町：川南町「食の空間」整備事業（H30）  
椎葉村：秘境の移住・交流を創る（H30）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

【 地域振興 】

地域イベント助成事業（長寿社会づくりソフト事業）

（事業開始年度：昭和61年度）

— （一財）地域活性化センター —

事業の目的・概要

（一財）地域活性化センターが、（公財）地域社会振興財団の交付金を財源に、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報を図ることを目的として、地域で実施されるイベント事業に対する支援を行う。

事業実施主体

市町村

対象事業等

- 1 コミュニティが主体となってい、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベント。
- 2 交付金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
- 3 事業経費の全てを委託費とする事業は対象外とする。
- 4 国又は地方公共団体の補助金を受けている事業は、対象外とする。
- 5 民間企業等により制度的支援を受けている事業は、対象外とする。
- 6 助成対象経費の具体例
  - ・会場の借り上げ、会場の設営、照明・音響設備の使用等
  - ・プログラム、ポスター、リーフレット、ガイドブック等の作成
  - ・会場アーチ、吊り看板、立て看板、案内パネル等の作成
  - ・記録書、報告書、写真集、スライド、ビデオ等の作成
  - ・用具、備品等

補助額

- ① 1団体につき1,000千円を限度とする。
- ② 助成率は、助成事業に要する経費の100%以内とする。

県内事例

高千穂町：正調刈干切唄全国大会（H12）  
 諸塚村：森の国フェスティバル（H13）  
 高城町：東目街道ゆるり紀行（H14）  
 高崎町：第5回七夕まつり（H15）  
 高鍋町：第3回舞鶴城灯籠まつり（H16）  
 宮崎市：生目地区郷土芸能まつり（H16）  
 日向市：第4回ラジコン航空ショー in 日向（H17）  
 木城町：岩淵大池こいこい in オニバスフェスティバル（H18）  
 日之影町：石垣の村棚田祭り（H19）  
 椎葉村：尾向溪谷祭り（H20）  
 串間市：元気市木づくり事業（H21）  
 延岡市：延岡チキなんウォーク（H22）  
 宮崎市：Blue 愛 Land 渚の Premium Candle night（H23）  
 小林市：宮崎こぼやしツデーウォーク（H24）  
 国富町：三名まつり（H26）  
 高原町：霧島登山マラソン（H27）  
 串間市：わくわくサイクリング in くしま2016（H28）  
 国富町：森竹まつり（H28）  
 五ヶ瀬町：夕陽の里フェスタ in 五ヶ瀬（H29）  
 美郷町：百済の里づくり記念イベント（H30）  
 五ヶ瀬町：伝統文化「神楽の祭典」（H30）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------



## 地方創生アドバイザー事業

(事業開始年度：平成3年度)

— (一財) 地域活性化センター —

<b>事業の目的・概要</b>	(一財) 地域活性化センターが、地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。
<b>事業実施主体</b>	(1) 市町村 (2) 広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会
<b>助成事業等</b>	地域活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性があるもの。 以下に例示するような事業において、助成対象団体がアドバイザーを招聘して助言等を受ける研修会等が考えられます。 (1) 地域の総合的な振興に関する事業 (例) 市町村基本構想・基本計画、広域市町村圏計画等の策定、広域市町村の連携推進、市町村合併、地域の総合診断、市民活動支援等 (2) 地域経済の振興に関する事業 (例) 観光資源整備、特産品開発、商店街活性化、コミュニティビジネス等 (3) 地域文化の振興に関する事業 (例) イベントの実施、文化施設の整備等 (4) 情報化対策に関する事業 (例) ICT活用による情報発信等 (5) その他の事業 (例) 健康増進・福祉計画の策定、国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策、第3セクター施設の管理・運営等
<b>支援方法</b>	助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する経費で、以下のものを助成する。 (1) 謝金：実費分（アドバイザー1人1回につき10万円を上限） ※ただし、招聘する人数や招聘する回数については問わない。 (2) 交通費：実費分（日当及びグリーン料金等は対象外） (3) 宿泊費：実費分（アドバイザー1人1泊につき13,300円を限度とする。） なお、助成限度額は（1）から（3）の合計で20万円とし、助成対象経費の100%以下とする。
<b>県内事例</b>	西米良村：西米良地どれ産品を活用した特産品づくり（H14） 高岡町：高岡町観光拠点地域振興基本計画策定（H15） 都城市：都城市市民公益活動推進計画の策定（H18） 宮崎市：住民主体のまちづくりを展開するための地域課題の抽出方法（H20） 延岡市：市民と行政との協働によるまちづくりについて（H20） 小林市：住民と行政との協働によるまちづくり（H22） 串間市：都井岬観光ガイド養成（H22） 新富町：るびーモール商店街等の活性化（H23） 高原町：定住対策による地域活性化（H24） 川南町：1%戦略・地元にと仕事を取り戻す（H29）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

(事業開始年度：平成27年度)

— (一財) 地域活性化センター —

### 事業の目的・概要

(一財)地域活性化センターが、(一財)全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対して支援を行う。

### 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

### 対象事業等

- 1 助成対象事業は、将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する別表に掲げる事業とし、次の基準に適合するものとする。
  - (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等（別表の第1欄に定める事業区分のうち、ア地方創生人材育成伴走型支援事業にあつては、助成対象団体に限る。）が自主的・主体的に実施するものであること。
  - (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、継続性・発展性のある事業と認められるものであること。ただし、別表の第1欄に定める事業区分のうち、イ地域経済循環分析事業にあつては、助成終了後に地域経済の活性化への取組が実施されると認められるものであること。
  - (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 助成対象経費  
助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。
- 3 助成率  
100%以下
- 4 助成額上限  
別表の第1欄に定める事業区分の別に、同表第2欄に定める金額を上限とする。

#### 別表

1 事業区分	2 助成金の上限
ア 地方創生人材育成伴走型支援事業	1件につき1,500千円
イ 地域経済循環分析事業	1件につき2,000千円
ウ 一般事業	1件につき1,500千円

### 県内事例

椎葉村：しいば土俵振興事業（H27）  
 日之影町：日之影町水源の里振興事業（H27）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 地域総合整備資金貸付事業

(ふるさと融資)

(事業開始年度：平成元年度)

－(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)－

### 事業の目的・概要

地域振興に資する民間事業活動を支援し、活力と魅力ある地域づくり活動を推進するため、金融機関等と共同して、民間事業者等が行う設備投資に対して無利子貸付を行う。

### 事業実施主体

民間事業者等（法人に限る。）

### 対象事業等

- 貸付対象事業  
地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、次の要件のいずれにも該当するもの  
公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの  
事業に係る営業の開始に伴い、事業地域内で、県においては10人以上、市町村においては1人以上の新たな雇用が見込まれるもの  
事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1千万円以上のもの
- 貸付条件

貸付主体	貸付限度額				貸付等条件	
	地域区分		施設区分	上限額(億円)		限度比率
都道府県	通常地域	一般の地域	通常施設	42	35%	・貸付利率:無利子 ・償還期間:5年以上15年以内 (5年以内の措置期間を含む。) ・償還方法:元金均等半年賦償還 ・保証:民間金融機関の連帯保証が必要
			複合施設	63		
		地域再生計画	通常施設	52.5		
		地域力創造	複合施設	78.7		
	過疎地域 みなし過疎地域	一般の地域	通常施設	54	45%	
			複合施設	81		
		地域再生計画	通常施設	67.5		
		地域力創造	複合施設	101.2		
	定住自立圏・連携中枢都市圏		通常施設	67.5	45%	
			複合施設	101.2		
市町村	通常地域	一般の地域	通常施設	10.5	35%	
			複合施設	15.7		
		地域再生計画	通常施設	13.1		
		地域力創造	複合施設	19.6		
	過疎地域 みなし過疎地域	一般の地域	通常施設	13.5	45%	
			複合施設	20.2		
		地域再生計画	通常施設	16.8		
		地域力創造	複合施設	25.3		
	定住自立圏・連携中枢都市圏		通常施設	16.8	45%	
			複合施設	25.3		

- (注) ①「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものをいう。  
 ②「限度比率」とは、借入総額に対する融資額の比率であり、貸付の際には上限額と限度比率による額といずれか低い額を限度額とする。

- 貸付団体に対する財政支援措置  
貸付のための資金調達には地方債の発行が認められ、この地方債の利子の75%が地方交付税措置される。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2222
-------	-------------------------------	------	-------------------

【 地域振興 】

地域再生マネージャー事業（助成事業、外部専門家派遣）

（事業開始年度：平成23年度）

－（財）地域総合整備財団（ふるさと財団）－

事業の目的・概要

地域再生に取り組む市町村に対し、その課題に応じて各分野での知識やノウハウを有する外部の専門的人材（地域再生マネージャー等）を派遣することにより、地域再生の持続可能な仕組みの構築をサポートする。

事業実施主体

市町村

対象事業等

- 1 助成事業  
地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用して地域再生に取り組む市町村に対し、その経費の一部を助成する。
- 2 外部専門家派遣  
地域再生に取り組む初動期において、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない段階で、その解決に向けた地域再生の方向性に目途をつけるため、外部専門家を市町村へ派遣する。

補助率等

- 1 助成事業  
助成対象経費：外部専門家の派遣に要する経費（人件費・旅費）  
その他経費（旅費、委託料、消耗品費、広告宣伝費等）  
助成率：助成対象経費の2/3以内  
助成上限額：1事業あたり700万円以内
- 2 外部専門家派遣  
外部専門家の派遣に要する経費（旅費・謝金）は、原則として、財団が全額負担（ふるさと財団から直接支払い）

県内事例

平成22年度（事業名「地域再生環境整備事業」）

- ・小林市「小林市スポーツ・ツーリズムプロジェクト」  
スポーツ資源を観光産業に繋げ、最大限に活かすスポーツ観光施策の策定にあたり地域再生マネージャーを活用  
平成24年度
- ・綾町「守りながら知ってもらい・来てもらう倉輪地区の挑戦」  
倉輪地区が継続して人を受け入れることができる仕組みづくりにあたり地域再生マネージャーを活用  
平成26年度
- ・小林市「シティセールス推進事業～チョウザメを核とした小林市の認知度アップによる移住・交流人口の増加～」  
小林チョウザメ及び小林市自体の認知度アップとシティセールス推進にあたり地域再生マネージャーを活用  
平成28年度
- ・都農町「都農町フードビジネス活性化プロジェクト事業」  
水産加工品や特産品の開発、ブランド化や地域産業の活性化にあたり地域再生マネージャーを活用

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2223
-------	-------------------------------	------	-------------------

【 地域振興 】

活力ある地域づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：平成 9 年度）

— （一財）自治総合センター —

事業の目的・概要

（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報を目的とし、活力ある商店街づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

事業実施主体

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

対象事業

- 1 地域資源活用助成事業（地域の自然、文化、歴史、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業）
- 2 広域連携推進助成事業（複数の助成対象団体が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成 11 年 7 月 16 日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業）
- 3 活力ある商店街づくり助成事業（市町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップまたは集客力の向上に資する施設や設備等の整備に関する事業）

補助額

- 1 地域資源活用助成事業 2,000 千円を限度とする。
- 2 広域連携推進助成事業 2,000 千円を限度とする。
- 3 活力ある商店街づくり助成事業 10,000 千円を限度とする。

県内事例

延岡市：のべおか七夕まつり（H17）  
 西都市：西都古墳まつり（H18）  
 日南市：第 30 回飢肥城下まつり記念事業（H19）  
 日向市：牧水のふるさと観光まちづくり事業（H20）  
 美郷町：百済王伝説ガイドブック制作事業（H20）  
 西米良村：「日本の故郷にしめら」発掘・発信事業（H22）  
 綾町：綾の「みどり・里山」の魅力発掘・発信事業（H23）  
 小林市：「てなんど」～小林市地域資源発掘・発信プロジェクト～（H26）  
 西都市：平助地区商店街街路灯 LED 化事業（H26）  
 都城市：都城市中央通り 12・3・45 番街イルミネーション事業（H27）  
 諸塚村：諸塚村協創の森づくり事業（H27）  
 えびの市：えびの”ゆしたまらん”百景プロジェクト事業（H28）  
 宮崎市：青島ビタミンプロジェクト開催事業（H29）  
 美郷町：「中小屋天文台」施設を活用した地域の魅力創造・発信事業（H29）  
 日之影町：日之影町商店街街路灯 LED 化事業（H30）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線 2229
-------	-------------------------------	------	--------------------

## シンポジウム助成事業

(事業開始年度：平成22年度)

— (一財) 自治総合センター —

**事業の目的・概要**

(一財)自治総合センターが、全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源として、シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。

**事業実施主体**

都道府県若しくは市町村

**対象事業等**

- 1 地方公共団体が企画するシンポジウムとし、その内容は、「パネルディスカッション(必須)」、「基調講演」、「事例発表」、「展示会」等とする。
- 2 テーマは任意のものとするが、地域住民等広く一般の者が参加できるものとする。
- 3 国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するものとする。
- 4 助成対象経費の具体例
  - ・パネリスト等謝金・旅費交通費
  - ・食糧費(ただし、レセプション・懇親会・反省会等にかかる経費は対象外)
  - ・会場設営費、会場借上料
  - ・ポスター、チラシ、プログラム、看板、横断幕等制作費
  - ・広告費(新聞掲載費、掲示費等)
  - ・保険料(催事保険料等)
  - ・委託料(ただし、シンポジウムの企画・運営等事業全般を一括して業者に委託する場合は対象外)

**補助額**

① 1事業につき3,000千円を限度とする。

**県内事例**

- 都城市：都城島津伝承館実物史料展示記念シンポジウム(H22)  
 延岡市：めざせ健康長寿！inのべおか(H22)  
 延岡市：メディカルタウンのべおかを目指して(H23)  
 小林市：協働のまちづくり小林宣言大会(仮称)(H24)  
 延岡市：「シーズ・ザ・デイ」今を掴め(H24)  
 宮崎県(こども政策課)：未来みやざき子育て県民運動シンポジウム(H25)  
 西都市：西都市からオリジナルツーリズムを発信！  
 癒やしのツーリズム「HACツーリズム」普及大会(H26)  
 宮崎市：健康づくりシンポジウム  
 ～もっと野菜を食べよう！地産地消で健康づくり～(H27)  
 宮崎市：太陽と緑の大地ガーデンシティーみやざきを目指して(H28)  
 宮崎市：Karada Good Miyazaki シンポジウム(H29)  
 延岡市：祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録1周年記念シンポジウム(H30)

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線2229
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 市町村地域づくり支援資金貸付事業

(事業開始年度：平成25年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

防災・減災、行財政経営健全化、地域の活力創出など、市町村が当面する課題の解決に取り組む事業及び県が毎年度示す重点施策に市町村が積極的に取り組む事業に対して、無利子資金を貸し付け、重点的に支援を行う。

### 事業実施主体

市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）

### 対象事業等

- 1 防災・減災事業
- 2 行財政経営健全化事業
- 3 地域の活力創出事業
- 4 県の重点施策を推進する事業

### 貸付条件

- 1 利 子 無利子
- 2 貸付限度額 1件当たり原則1億円を上限
- 3 償還期間 10年以内（据置なし）
- 4 償還方法 半年賦均等償還
- 5 貸付日 原則3月31日（緊急を要する場合には弾力的に対応）
- 6 充 当 率 100%以内

### 県内事例

平成25年度貸付実績	11団体	18件
平成26年度貸付実績	12団体	23件
平成27年度貸付実績	10団体	24件
平成28年度貸付実績	12団体	25件
平成29年度貸付実績	7団体	17件

県主管課名	総務部 市町村課 (財政・地方債担当)	電話番号	26-7022 内線2158
-------	------------------------	------	-------------------

## 共生の地域づくり助成事業

(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：平成12年度)

— (一財) 自治総合センター —

### 事業の目的・概要

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

### 事業実施主体

市町村

### 対象事業等

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な、設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業又はソフト事業。

### 助成額

- ・ハード事業 1,000万円が上限
  - ・ソフト事業 500万円が上限
- (いずれも10万円未満切り捨て)

### 県内事例

事業採択実績

平成23年度	高原町 (福祉バス購入)
	国富町 (マッサージチェア購入)
平成24年度	国富町 (福祉バス購入)
平成25年度	五ヶ瀬町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事)
平成26年度	高千穂町 (コミュニティセンターのバリアフリー化工事)
平成27年度	高千穂町 (公共施設のバリアフリー化工事)
平成28年度	諸塚村 (集会所の改修工事)
平成29年度	延岡市 (公共施設のバリアフリー化工事)
平成30年度	五ヶ瀬町 (バリアフリー対応車両の整備)

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線2164
-------	--------------------	------	-------------------



## 一般コミュニティ助成事業

(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：昭和53年度)

— (一財) 自治総合センター —

### 事業の目的・概要

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

### 事業実施主体

- ・市町村が認めるコミュニティ組織
- ・市町村

### 対象事業等

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

### 助成額

100万円から250万円まで（10万円未満切り捨て）

### 県内事例

事業採択実績

平成23年度	17市町村	38団体
平成24年度	18市町村	34団体
平成25年度	19市町村	36団体
平成26年度	19市町村	30団体
平成27年度	19市町村	27団体
平成28年度	21市町村	35団体
平成29年度	23市町村	29団体
平成30年度	23市町村	24団体

例：公民館空調機の整備  
屋外放送設備の整備  
伝統衣装ほかコミュニティ活動備品の整備 など

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線2164
-------	--------------------	------	-------------------

【 地域振興 】

## コミュニティセンター助成事業

(コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：昭和55年度)

— (一財) 自治総合センター —

**事業の目的・概要**

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

**事業実施主体**

- ・市町村が認めるコミュニティ組織で、地方自治法に定める認可地縁団体
- ・市町村

**対象事業等**

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター、自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

**助成額**

対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額（10万円未満切り捨て）  
※ただし1,500万円が上限

**県内事例**

事業採択実績	市町村	団体
平成23年度	2市町村	2団体
平成24年度	3市町村	3団体
平成25年度	3市町村	3団体
平成26年度	3市町村	3団体
平成27年度	3市町村	3団体
平成28年度	4市町村	4団体
平成29年度	4市町村	4団体
平成30年度	2市町村	3団体

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線2164
-------	--------------------	------	-------------------

## 市町村間行政サービス連携支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

人口減少社会の中、市町村における行政サービスの安定的かつ効果的な提供を将来にわたって維持するため、「事務の共同処理による行政経営効率化」に係る市町村間連携を促進する。

### 事業実施主体

- (1) 2以上の市町村で連携を行う事務局の市町村
- (2) 2以上の市町村を含んで構成される協議会等で知事が認めるもの  
(広域連合、一部事務組合、協議会等を想定しております。)

### 対象事業等

複数の市町村等により、事務の共同処理の市町村間連携による持続可能な行政サービスの提供に向けた調査又は研究等を行う事業。(関係市町村等による協議会の設置運営、先進地調査、専門家派遣など)

想定される広域連携：上下水道、税務、監査、電算システム、福祉保健、衛生、病院、土木、教育、公営住宅など

### 補助率等

補助率：補助対象経費の1/2以内(連携市町村のうち、中山間地域を含む市町村がある場合は2/3以内)

補助上限額：1事業あたり50万円以内

補助対象経費：報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料その他知事が必要と認める経費

県主管課名	総務部 市町村課 (行政担当)	電話番号	26-7116 内線2162
-------	--------------------	------	-------------------